

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部		
	課名	都市計画課		
	係名	計画係		
	記入者		電話(内線)	254

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続			(2) 事務事業 の名称	都市計画道路再検討事業				(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ						(6) 事業主体		市		
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード	21102	(総合計画掲載ページ 71 ページ)			会計区分		一般会計			
基本目標(政策)	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						財源区分	国庫補助		
基本施策	2-1計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)						予算科目	款 8	項 3	目 1
施策	①計画的な市街地の形成						予算書上の	まちづくり活動推進事業費		
施策内容	2都市計画道路の再検討						事業名称	(予算書 139 ページに掲載)		
(5) 事業期間	開始	平成	23	年	4	月から	(8) 事務分類		自治事務	
	終了	平成	29	年	3	月まで (6 カ年)	根拠法令	茨城県都市計画道路再検討指針		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
未整備の都市計画道路	今般の社会情勢の変化を踏まえ、都市計画道路の継続・変更・廃止等の見直しを行い、結城市のまちづくりに沿った効果的な道路網を形成し、実施可能な都市計画道路の決定をする。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
※H27は8・3・3(街路事業費)であったが、H28は8・3・1(都市計画総務費)へ移行	茨城県都市計画道路再検討指針(平成18年3月茨城県策定)に基づき事業を開始
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
議会一般質問 ・平成22年第3回「都市計画道路について(位置付け、考え方、見直し)」 ・平成24年第2回「都市計画道路の見直しについて(3・4・18進捗と課題、見直しの考え方)」	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	委託料		5,616							
	合計		5,616								
	財源	国庫支出金 (千円)		2,808							
		県支出金 (千円)									
		地方債 (千円)									
		その他特定財源 (千円)									
		一般財源 (千円)		2,808							
		合計 (千円)		5,616							
補助・起債制度名		社会資本整備総合 交付金事業									

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）				指標の名称	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）										
指標名	ワークショップ等開催	目標値	式							
		実績(見込)値		1						
		目標値								
		実績(見込)値								
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）										
指標名	課題の整理	目標値	式							
		実績(見込)値		1						
		達成率		%	%					
		目標値								
		実績(見込)値								
		達成率	%	%						
5. 事業評価										
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。										
(2) 項目別評価										
評価項目・客観的評価				理由						
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	都市計画道路として決定しながら、長期間未着手・未整備の路線が存在し、また、土地所有者等にたいしては建築制限を課しているため、必要性は高い。						
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	住民参加により協働で検討を進めるが、実施主体は市である。						
	手段の妥当性	B	どちらとも言えない	都市計画運用指針及び茨城県都市計画道路再検討指針に基づき、事業を進めており妥当である。						
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	再検討協議も長期化し、コスト効率は悪い。						
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	土地所有者等の土地利用や生活に密接に関連する。						
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	再検討協議も長期化しているが、概ね目標水準に達している。						
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	再検討協議も長期化し、事業進捗率は悪い。						
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。										
茨城県都市計画道路再検討指針に基づき進めるとともに、都市計画変更決定にむけて進めていく必要がある。なお、当該事業は8・3・3(街路事業費)から、H28は8・3・1(都市計画総務費)へ移行。										
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？										
6. 事業の方向性判断										
評価主体		28年度以降の事業の方向性		評価理由・根拠						
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		統合・新事業への展開		注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。						
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		統合・新事業への展開								
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う				上記評価のとおり。						